

広島市条例第 39 号

令和 7 年 9 月 25 日

広島市議会議員及び広島市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市議会議員及び広島市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

広島市議会議員及び広島市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 5 年広島市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「7 円 73 銭」を「第 8 条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定める金額」に改める。

第 8 条第 1 号中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改め、同条第 2 号中「38 万 6,500 円と 5 円 18 銭」を「41 万 9,000 円と 5 円 62 銭」に改める。

第 11 条第 1 号中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改め、同条第 2 号中「27 万 655 円と 28 円 35 銭」を「29 万 3,440 円と 30 円 73 銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の広島市議会議員及び広島市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。